

■ e-Japan戦略（平成13年1月 | T戦略本部決定）

「2003年までに、国が提供する実質的にすべての行政手続きをインターネット経由で可能とする」とした。

● オンライン利用拡大行動計画（旧計画）（平成20年9月 | T戦略本部決定）

- ① これまでの取組を抜本的に見直し、利用頻度の高い71手続（重点手続：全申請件数の76.5%をカバー）に重点化し、新たな利用目標（平成25年度末72%以上）を定め、オンラインの利用促進策に集中的に取り組む。
- ② 利用率が極めて低調であり、今後とも改善の見込みがない手続については、システム停止を検討するなどメリハリの利いた対応を行う。

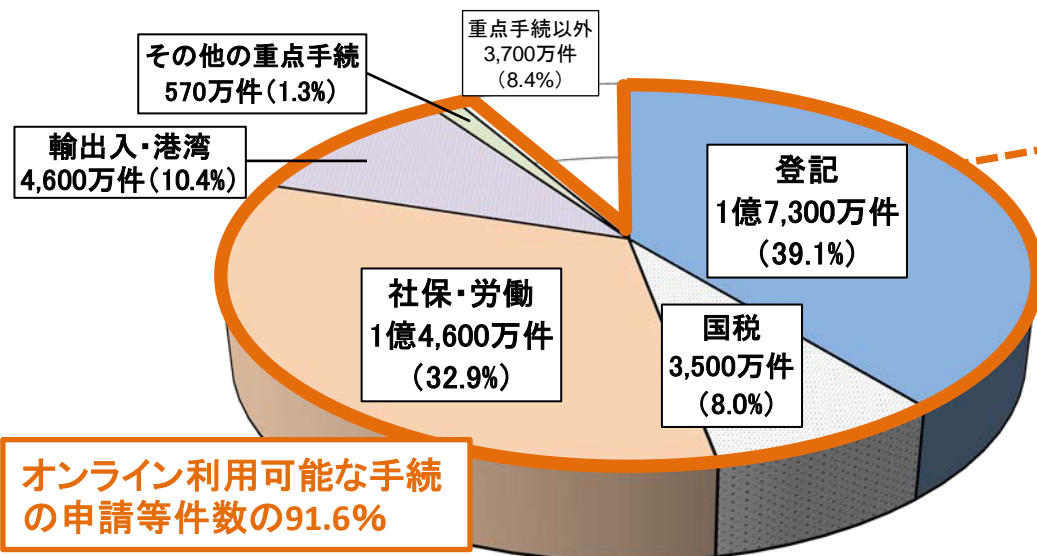


■ 新たな情報通信技術戦略（平成22年5月 | T戦略本部決定）

行政サービスのオンライン利用については、費用対効果等を検討し、対象サービスの範囲等に係る基準を整理した上で、業務プロセスを徹底的に見直すという考え方の下、オンライン利用に関する計画をとりまとめる。

● 新たなオンライン利用に関する計画（新計画）（平成23年8月3日 | T戦略本部決定）

- ①オンライン利用の範囲の更なる見直し、②重点手続を中心に、サービスの品質向上に重点を置いたオンライン利用の改善（共通的な取組方針の策定）、③重点手続を対象とした業務プロセス改革の推進【平成23年度～25年度】



オンライン利用可能な手続の申請等件数の91.6%

オンライン利用が可能な全ての手続(約7,500手続)の年間申請等件数:4億4,300万件

(注)「平成23年度における行政手続オンライン化等の状況」より作成

<重点手続選定の考え方>

- ◆国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

重点手続(71手続)の年間申請等件数:約4億600万件

重点手続分野ごとの手続数						
登記	国税	労働・社会保険	輸出入・港湾	産業財産権・出願関連	自動車登録	その他
5	15	21	20	1	1	8